〇〇〇〇部課外活動指針

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出日：令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表：〇〇　〇〇（B〇〇〇〇）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　顧問：〇〇　〇〇（〇〇〇〇研究科）

１．活動指針

コロナ対策についての基本的な方針は，広島大学の指針を遵守していること。

追加の確認事項。

① 活動は平日のみとし，活動時間は１日につき３時間以内としている。ただし，土日祝日の活動を希望されている場合は申請のうえ連絡体制が構築されている場合に限り認める。

② 体調の善し悪しにかかわらず，活動自粛を希望されているものには活動を強要しない。

③ 学外での遠征や合宿の禁止。

④ 学内での外部団体との交流活動の禁止。

⑤ 集団で飲食等を伴う行事は禁止。

⑥ 教育実習，介護等体験，臨床実習，博物館実習等に参加しているものは，大学が定める期間，当人の健康状態の如何を問わず部活動への参加を禁止(参考１を参照)。

⑦ 観客を動員しての演奏会は禁止。

⑧ 学外からの指導者の招集は認めるが，次の点に注意していること。

・他大学の学生(学部生・院生)や外部団体の招集は，現段階では認めない。

・顧問の許可を得ること。

・学生生活支援グループに許可申請書を提出していること(所属，氏名，電話番号，必要理由，日時，場所，参加者名簿を記載されていること)。

・招集者は学内ではマスクを着用し，「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底されていること。

２．活動場所

課外活動共用施設

課外活動共用施設　(収容可能人数) (利用予定人数)

大学会館和室　収容人数12人（12人）

・BOX：１人(１人)ただし練習は禁止

・屋外　場所を特定されている。参加者を確認されている。ソーシャル・ディスタンスなどを遵守していること

３．練習当日の対策

(1) 会場の設営・撤収

① 会場内への椅子や備品の搬出入は，予め時間と人員を設定し，設営を行っていること。

② 搬出入，設置の際には，十分な時間を設定し，設営要員に対して感染防止策を講じていること。

③ 椅子，備品の設置後，消毒を行っていること。

④ 会場は窓の開放が可能であること，望むらくは二方向に窓が設置されていること。

⑤ 窓の解放が不可能である場合，機械換気が十分にされていること。

(2) 会場入場時

① 収容可能人数を利用予定者人数の上限とされていること。

② 窓と出入り口を開放し，換気を行っていること。

③ プリント類は手から手への配布を避け，回覧はしないこと。

(3) 練習時

① 部員の距離は前後2m以上，左右1m以上を確保し，団員同士が向かい合う配置は避け，

咳エチケットを実践されていること。

② 活動時間は３時間以内とされている。また連続した練習時間は30分以内とし，５分以上の換気を行うこと。

③ プリント類の共有を避けていること。

(4) 休憩時

① マスクを着用し，咳エチケットを実践されていること。

② 人との間隔を1m以上離し，会話はなるべく避けていること。

③ 窓と出入り口を開放し，換気が行われていること。

(5) 練習後

① 退場時に密集しないよう，できるだけ分散退場策を講じていること。

② 連絡やミーティングは可能な限り書面やオンラインで行う。オンラインで実施されていることが難しい場合には，マスクを着用のうえ人との間隔を1m以上離し，少人数・短時間で行っていること。

③ Boxは，器具などの搬出入などをのぞいて使用を禁止。

④ ゴミは各自で持ち帰ること。

⑤ 活動前後での長時間の集団での同一行動や飲食は厳禁とされていること。

(6) 新入生等の勧誘活動について

・勧誘活動は認める。ただし，スペイン広場や霞ヴィオラ周辺等で大人数による部員勧誘活動(署名活動，ビラ配布も含む)を禁止されている。なお，クラブ活動を見学されている(させる)行為については三密にならないように配慮すれば許可すること。

・入部希望者の見学は，１日５人以下とされていること。

・総合科学部掲示版への掲示は許可すること。

・１年生が入団した後は２・３年生と同様に対策をして練習に参加させ，「新しい生活様式」による感染防止行動を遵守していること。

４．実施確認者の仕事

① 以下の仕事は代表(部長)が責任をもって担当する。代表が参加できない場合は，代表が指名した人が実施責任者となっていること。

② 実施確認者の仕事

・練習開始前に大学会館警備員室に連絡し，使用されている部屋すべての鍵を借りていること。

・練習参加者全員の入室時間と退室時間を記録されていること。

・練習後に各箇所が消毒済みか確認されていること。

・戸締まりを確認し，練習終了時刻までに使用した部屋すべての鍵を返却すること。

５．土日祝日の活動について

事故や体調不良者への対応のために下記のような内容が可能な連絡網を団体毎に作成されていること。

① 事故への対応

・負傷者の有無及び負傷状態の確認

・負傷者への適切な応急措置

・負傷者の状況を把握したうえで，必要な場合は救急車を要請

・部で作成した連絡網に従って顧問に連絡と相談

・大学会館警備員室(Tel：082-424-6149)にも連絡されている（学生生活支援グループ関係者に伝えてもらうよう依頼されていること）

（なお，平日昼間時間帯の場合，学生生活支援グループ(Tel：082-424-6145)，夜間は上記の大学会館警備員室(Tel：082-424-6149)に連絡されていること）

② 体調不良者への対応

練習中や練習後に発熱等の体調不良を起こした場合は，医療機関を受診し，顧問に連絡されているとともに，学部チューターまたは保健管理センターに症状を伝えること。

６．学外活動について

・観客を動員しての活動は禁止します。

・事前に許可申請書を学生生活支援グループに提出し，許可を得ます。

・控え室で飲食を行う場合は，必ず２m以上の間隔を開けるとともに，会話は極力控えます。

７．その他

　活動期間中に不測の事態が生じた場合には，活動計画の変更をお願いされていることもあり，学生生活支援グループの指示に従います。

(参考１) 臨床実習，教育実習，介護等体験，博物館実習等に参加されている学生の活動制限

臨床実習（病院・診療所・薬局等の中で実施される実習）に参加する学生については，当該臨床実習の開始前２週間から終了後２週間までは，オンライン以外の課外活動を禁止。

教育実習，博物館実習（館園実習），介護等体験に参加している学生については，開始日の2週間前から，オンライン以外の課外活動を禁止されている。実習終了後には，体験期間中に，「広島県内の1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が5人以上」となった場合は２週間経過されているまで，「広島県内の1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が0～5人未満」であった場合は１週間経過されているまで，オンライン以外の課外活動を禁止。

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/news/60365)